共助のビジネスモデル検討協議会規約案

第１章 総 則

（名 称）

第１条

本協議会は、「共助のビジネスモデル検討協議会」と称する。

（目 的）

第２条

地域に属する様々なステークホルダー（NPO、企業、地域団体）と官が連携して、データ連携基盤を活用し、地域課題に対してデータ活用による解決気運の醸成やビジネスモデルの創出によって、官民共助による幸福度日本一の石川県を目指していく。

（取 組）

第３条

本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。

（１）地域課題に対する意見集約、県への提言

（２）会員企業の要望によりWG設置・活動支援

（３）デジタル基盤活用による会員内イベント

（４）広報

（５）会員内情報連携

（６）デジタル人材の育成

（総会）

第４条

本協議会は、理事会及びワーキンググループをもって組成する。

２ 総会は、必要に応じて事務局が招集する。

３ 総会では、次のことを行う。

（１）理事会及びワーキンググループにおける活動内容の共有

（２）構成員の相互交流、情報共有

（３）その他必要と認める事項

（組　織）

第５条

本協議会は、第２条に規定する目的に賛同する正会員をもって組織する。

（１） 正会員は、本協議会の目的及び事業に賛同する個人、団体、企業等とする。

（入 会）

第６条

本協議会への入会を希望する者は、別に定める入会届を会長に提出する。

２ 会長は、希望者から前項に規定する入会届の提出があったときは、理事会に諮るものとする。

（退 会）

第７条

会員は、別に定める退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

（除 名）

第８条

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の協議によって当該会員を除名することができる。

（１）本協議会の目的にふさわしくない行為を行ったとき。

（２）本協議会の活動を妨げるような行為を行ったとき。

（３）その他除名すべき正当な理由があるとき。

（役員）

第9条

本協議会に次の役員を置く。

会長　１名

２　会長は理事会において選出する。

３　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし欠員又は異動により新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第１０条 理事会の構成員は、市民団体、民間企業、高等教育機関、金融機関など、幅広い分野から選出する。

２ 理事会では、次の事項について協議する。

（１）本県における地域課題解決に向けた方向性、目指す姿

（２）県の広域データ連携基盤を活用した新サービスに関する提言

（３）ワーキンググループにおける協議内容等の共有

（４）その他必要と認める事項

３ 構成員については、適宜、追加できるものとする。

４ 理事の任期は1年とする。

５　特段の申し出がない限り理事の任期は自動更新とする。

(ワーキンググループ)

第１１条 個別テーマについて協議・検討を行うため、ワーキンググループを設置する。

２　ワーキンググループの運営について必要な事項は、別に定める。

３　ワーキンググループは参加を希望する正会員を委員として組織する。

４　ワーキンググループへの参加を希望する正会員は、参加希望届を記入の上、事務局に提出し理事会において承認された場合に参加できる。

５　設立されたワーキンググループが目的を果たした場合又は本協議会において必要がない可能性がある場合は、理事会の承認をもって解散する。

（事務局）

第１２条 本協議会の事務局は、石川県デジタル推進課に置く。

２ 事務局は、理事会及びワーキンググループの運営にあたり必要な事務を行う。

（その他）

第１３条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、その都度別に定める。

付則

この規約は、令和５年〇月〇日から施行する。